

株 式 取 扱 規 則

ENEOSホールディングス株式会社

(2010年 4月 1日制定)

(2012年 4月 1日改正)

株 式 取 扱 規 則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 当会社定款第 1 2 条の定めによる株式に関する取扱いおよび手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の定めおよび株主が振替口座を開設している証券会社、信託銀行等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）の定めのほか、この規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

2 剰余金の配当にかかる金銭の支払いその他の当会社が株主名簿管理人に事務を委託した事項については、株主名簿管理人をその手続先とする。

第 2 章 株主名簿への記録等

(株主名簿記載事項の記録)

第 3 条 株主名簿記載事項の記録は、機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 1 5 4 条第 3 項に規定する通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行う。

2 前項のほか、新株式の発行その他法令に定めるときは、機構からの通知によらずとも株主名簿記載事項の記録を行う。

3 株主名簿への記録は、機構が指定する文字または記号により行う。

(株主名簿記載事項にかかる届出)

第 4 条 株主は、その氏名または名称および住所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出る。届出内容に変更があったときも同様とする。

(法定代理人の届出)

第 5 条 株主の親権者、後見人その他の法定代理人は、その氏名または名称および住所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出る。届出内容に変更があったときも同様とする。

(共有株主代表者の届出)

第 6 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、当該代表者の氏名または名称および住所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出る。届出内容に変更があったときも同様とする。

(法人代表者の届出)

第 7 条 法人である株主は、その代表者 1 名の氏名を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出る。届出内容に変更があったときも同様とする。

(外国居住株主または法定代理人の通知を受ける場所の届出)

第 8 条 外国に居住する株主またはその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任し、または日本国内において通知を受ける場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所、または通知を受ける場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出る。届出内容に変更があったときも同様とする。

(機構経由の届出)

第 9 条 当会社に対する株主またはその法定代理人からの届出が証券会社等および機構を通じて提出されたときは、株主本人からの届出とみなす。

(登録株式質権者)

第 10 条 登録株式質権者には、本章の規定を準用する。

第3章 株主確認

(株主確認)

- 第11条 株主は、株主権を行使するときは、当該権利行使が株主本人の意思に基づくものであることを証するものとして当社が認める資料（以下「証明資料」という。）を提出する。ただし、当社において本人からの株主権の行使であることが確認できるときはこの限りでない。
- 2 当社に対する株主からの株主権の行使が、証券会社等および機構を通じてなされたときは、株主本人からの株主権の行使とみなす。
- 3 代理人により株主権を行使するときは、証明資料のほか、株主が署名または記名押印した委任状を提出する。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要する。
- 4 前項の代理人については、第1項および第2項の規定を準用する。

第4章 少数株主権等の行使

(少数株主権等の行使)

- 第12条 株主は、証券会社等および機構を通じることなく、振替法第147条第4項に規定する少数株主権等を行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえで、株主が署名または記名押印した書面により行使する。

第5章 単元未満株式の買取り

(買取請求)

- 第13条 株主は、単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行う。

(買取請求の効力発生日)

- 第14条 単元未満株式の買取請求の効力は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生ずる。

(買取価格)

第15条 単元未満株式の買取単価は、買取請求の効力発生日の東京証券取引所における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき、またはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項に規定する買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって、買取価格(次条において、当該買取価格を「買取代金」という。)とする。

(買取代金の支払い)

第16条 買取代金は、当社が別に定めたときを除き、機構の定めるところにより、買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目にこれを請求者に支払う。

2 当社は、株主の指定に基づき、買取代金を株主の金融機関口座への振込みまたはゆうちょ銀行現金払いの方法により支払う。

(買取株式の口座振替)

第17条 買取請求を受けた単元未満株式については、前条による買取代金の支払手続きを完了した日に、当社の振替口座に振り替える。

第6章 単元未満株式の売渡し

(売渡請求)

第18条 株主は、定款第10条の定めにより単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行う。

(売渡請求の効力発生日)

第19条 単元未満株式の売渡請求の効力は、売渡請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じる。

(自己株式の残高を超える売渡請求)

第20条 前条の規定にかかわらず、同一日になされた売渡請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての売

渡請求は、その効力を生じない。

(売渡請求の受付停止期間)

第21条 当社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前の日から当該日まで
の間、売渡請求の受付を停止する。

(1) 3月31日

(2) 9月30日

2 前項に規定する期間のほか、当社または機構が必要と認めるときは、売渡請求の
受付停止期間を設けることができる。

(売渡価格)

第22条 単元未満株式の売渡単価は、売渡請求の効力発生日の東京証券取引所におけ
る最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の
休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項に規定する売渡単価に売渡請求株式数を乗じた額をもって、売渡価格（次条に
おいて、当該売渡価格を「売渡代金」という。）とする。

(売渡株式の口座振替)

第23条 当社は、単元未満株式の売渡請求に基づき売り渡した自己株式については、
売渡請求をした株主から、証券会社等を通じて、売渡代金が当社所定の金融機関口
座に振り込まれたことを確認できた日に、売渡請求をした株主の振替口座への振替を
申請する。

第7章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第24条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座にかかる取扱いに
ついては、機構の定めのほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによる。

第8章 総株主通知の請求および情報提供請求

(総株主通知の請求)

第25条 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、機構に対し、振替法第151条第8項に規定する総株主通知の請求を行うことができる。

- (1) 法令、上場規則、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき、株主に対して通知をする必要があるとき
- (2) 法令等に基づき、株主に関する情報を公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供する必要があるとき
- (3) 株主優待制度の実施その他株主共通の利益のためにする行為を行う必要があるとき
- (4) 上場廃止、免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生じるのを避ける必要があるとき
- (5) 前各号のほか、株主の数、株主の分布状況、株主の当会社株式の保有状況等を確認する必要があるとき

(情報提供請求)

第26条 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、機構または証券会社等に対し、振替法第277条に規定する株主の振替口座簿に記録された当会社の株式に関する情報の提供請求（以下「情報提供請求」という。）を行うことができる。

- (1) 情報提供請求を行うことについて、株主の同意があるとき
- (2) 株主の本人確認を行う必要があるとき
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしていることを確認する必要があるとき
- (4) 法令等に基づき、株主に関する情報を公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供する必要があるとき
- (5) 上場廃止、免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生じるのを避ける必要があるとき
- (6) 特定の者が株主として株主権を行使しようとする事実を当会社が認知したとき
- (7) 前各号のほか、株主の当会社株式の保有状況を確認する必要があるとき

第9章 手数料

(手数料)

第27条 当社は、第13条に規定する单元未満株式の買取請求および第18条に規定する单元未満株式の売渡請求にかかる手数料を徴収しない。